

市からのお知らせ

▼運営推進会議の報告

定期的な運営推進会議の開催及び報告が必要です。コロナが5類に移行したことから、運営推進会議を長期間中止している事業所は、再開に向けて具体的に計画を立ててください。また、やむを得ず中止した場合には中止の報告書を提出してください。

▼（グループホーム、地域密着型特養）協力医療機関の届け出

令和6年から、協力医療機関の届け出が義務化されています。年1回以上は協力医療機関の名称等を備前市に報告してください。報告様式はホームページに掲載しています。
<報告期限>3月末まで

▼（地域密着型特養）特例入所の届け出

要介護1～2の方が入所される場合には、備前市に特例入所に関する意見を聞く必要があります。これは、新規で入所する場合だけでなく、すでに入所されている方が認定更新によって介護度1～2と判定された場合も同様です。

特例入所については慎重にご判断いただき、要介護3以上の方が入所できないという事態にならない様、適切な運用をお願いいたします。

▼要介護認定調査について

認定調査の時間帯について、基本的に9:30～15:00（土日祝を除く）の間で調整を行っていますので、ご協力をお願いいたします。また、ご本人様の日頃の様子をよく理解している方が立ち会いいただけるよう、調整をお願いいたします。なお、調査連絡先の電話番号や調査先の住所、被保険者番号等を間違えているケースがありますので、提出前にご確認下さい。

▼（居宅、小多機）居宅サービス計画作成依頼届出書の様式変更について

介護度や利用するサービスによって複数の様式が存在していましたが、様式を統一して一つの様式で申請できるようにいたしました。

なお、「要支援から要介護」「要介護から要支援」となった場合に届出書の提出漏れがある場合がありますので、ご注意ください。